

別府市ソーシャルスタートアップ成長支援事業補助金交付要綱

制定 令和 7 年 4 月 1 日

別府市告示第 1 5 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ふるさと納税を活用して調達した資金（以下「調達資金」という。）を用いて、ソーシャルスタートアップに対し、別府市ソーシャルスタートアップ成長支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、別府市補助金等交付規則（平成 2 年別府市規則第 5 0 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ソーシャルスタートアップ 別府市民をはじめ、市内外の人々の持続的でより良い生活の実現に向けて、社会や地域の課題解決に資する事業を市内において営む中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。

(2) ふるさと納税 次に掲げる寄附をいう。

ア 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 7 条の 2 及び第 3 1 4 条の 7 並びに所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 7 8 条に規定する寄附

イ 「別府市まち・ひと・しごと創生推進事業」に定める事業に対して、民間企業が行う地方創生応援税制上の寄附

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

(1) 市内外の人々から広く共感を得られるソーシャルスタートアップであること。

(2) 市内に本店又は主たる事業所を置き、創業からおおむね 1 0 年以内

であること。

- (3) 許認可等を必要とする事業にあっては、当該事業について必要な許認可等を受けていること。
- (4) 調達資金が目標額に達しない場合も、次条に規定する補助対象事業を実施する者であること。
- (5) 取り組む課題の解決に向けて、測定可能な効果指標を設定すること。
- (6) 補助対象者（法人にあっては当該法人及び当該法人の代表者）に市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 過去に補助金の交付を受けた者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による許可又は届出を要する事業を行う者
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) その他市長が適当でないと認める者
（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、経営基盤の強化に係る取組であって、第8条第1項に規定する事業認定を受けたものをいう。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象期間における補助対象事業の実施に係る次に掲げる経費とする。

- (1) 人件費（補助対象事業に直接従事する従業員（市内に住所を有する者に限り、補助対象者と同一世帯の親族を除く。）の賃金に限る。）
- (2) 新規開発・改良に要する経費
- (3) デジタル技術を活用した業務効率化に要する経費
- (4) 販路開拓・広報に要する経費

(5) 補助対象者の人材育成等に要する経費

(6) その他経営基盤強化のため必要な経費として市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、消費税及び地方消費税並びに慶弔費、懇親会費、食糧費、租税公課、公共料金、金融機関への振込手数料等は、補助対象経費から除外するものとする。

(補助対象期間)

第6条 前条第1項の補助対象期間は、第8条第1項に規定する申請の日から同日が属する年度の2月末日までの期間とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額（その額が第14条第1項の規定により調達した資金の額を超える場合は、当該調達した資金の額）以内、かつ、予算に定める範囲内で市長が決定する。

(事業認定の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「事業認定申請者」という。）は、第3条及び第4条に規定する要件を満たしていることの認定（以下「事業認定」という。）を市長から受けなければならない。

2 事業認定申請者は、公募により募集する。

3 事業認定申請者は、別府市ソーシャルスタートアップ成長支援事業認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長は、添付することができないやむを得ない理由があると認める書類については、添付を省略させることができる。

(1) 事業計画書

(2) 履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。）

(3) 税務署に提出した個人事業の開業等届出書の写し（個人事業の場合に限る。）

(4) 住民票の写し（法人にあっては当該法人の代表者のもの）

(5) 決算書（法人の場合に限る。）

(6) 確定申告書（収支内訳書）の控え（個人の場合に限る。）

(7) 定款、規約等（法人の場合に限る。）

- (8) 市税納税証明書（法人にあっては当該法人及び当該法人の代表者のもの）
- (9) 許認可証の写し（許認可を必要とする業種に限る。）
- (10) 誓約書（様式第2号）
- (11) その他市長が必要と認める書類
（事業認定の適否の決定）

第9条 市長は、前条第3項に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、事業認定の適否を決定し、別府市ソーシャルスタートアップ成長支援事業認定（不認定）通知書（様式第3号）により事業認定申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する事業認定の適否の決定において必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。
（事業認定申請の取下げ）

第10条 事業認定申請者は、第8条第3項に規定する申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。
（事業認定の変更申請）

第11条 第9条第1項の規定により事業認定を受けた事業認定申請者（以下「認定事業者」という。）は、当該事業認定を受けた事業（以下「認定事業」という。）を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、別府市ソーシャルスタートアップ成長支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）に第8条第3項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付し、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、同項第1号に掲げる書類の軽微な変更で補助金の額に影響を及ぼさないものについては、この限りでない。
（事業認定の変更等の承認等）

第12条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、変更等の承認の適否を決定し、別府市ソーシャルスタートアップ成長支援事業変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により当該申請をした認定事業者に通知するものとする。
（事業認定の取消し等）

第13条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業認定を取り消すことができる。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) この要綱の規定により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 認定事業者が認定事業を取り止めたとき。
- (4) その他補助対象事業の実施について不正の行為があったとき。

(資金の調達)

第14条 市長は、本市ホームページ又は本市がふるさと納税の事務を委託する事業者が運用するサイトにおいて募集期間を定めて認定事業を掲載し、ふるさと納税による資金の調達を行う。

- 2 資金の調達は、認定事業者が第8条第3項に規定する申請時に設定する目標金額（その額が300万円を超えるときは、300万円。以下同じ）を上限に行う。ただし、目標金額到達に至った最後の寄附を受け入れた結果、やむを得ず寄附額が目標金額を超過した場合は、目標金額に当該超過分を上乗せした金額で調達を行う。

(補助金の交付申請)

第15条 認定事業者は、前条第1項の規定による資金の調達が目標金額に達した日又は同項の募集期間が終了した日のいずれか早い日から30日以内に、同項の規定による資金の調達の額について確認の上、別府市ソーシャルスタートアップ成長支援事業補助金交付申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業執行計画書
- (2) 補助対象経費収支予算書（様式第7号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する期間に同項に規定する申請を行わなかった認定事業者は、補助金の交付を辞退したものとみなす。

(補助金の交付決定)

第16条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、補助金交付の適否を決定し、別府市ソーシャルスタートアップ成長支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第8号）によ

り当該申請をした認定事業者に通知するものとする。

(決定事業の変更申請)

第17条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた認定事業者（以下「交付決定者」という。）は、同条の規定により補助金の交付決定を受けた事業（以下「決定事業」という。）を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、別府市ソーシャルスタートアップ成長支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第9号）に第15条第1項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付し、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で補助金の額に影響を及ぼさないものについては、この限りでない。

(決定事業の変更等の承認等)

第18条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、変更等の承認の適否を決定し、別府市ソーシャルスタートアップ成長支援事業補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第10号）により当該申請をした決定事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第19条 交付決定者は、補助対象期間の満了する日から起算して30日以内に別府市ソーシャルスタートアップ成長支援事業補助金実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費収支決算書（様式第12号）
- (2) 補助対象経費の支払を証明する書類
- (3) 決定事業の成果物の写真等
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告の期限が別府市の休日を定める条例（平成元年別府市条例第18号）第1条第1項に規定する市の休日（以下この条において「休日」という。）に当たるときは、その日後で最も近い休日でない日を期限とする。

(補助金の額の確定)

第20条 市長は、前条第1項に規定する実績報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定

し、別府市ソーシャルスタートアップ成長支援事業補助金額確定通知書（様式第13号）により決定事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第21条 補助金は前条の規定による補助金の額の確定の通知を行った後に交付するものとする。

2 補助金の交付請求をしようとする交付決定者は、別府市ソーシャルスタートアップ成長支援事業補助金交付請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第22条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、第16条の規定による補助金の交付決定後に交付決定者から別府市ソーシャルスタートアップ成長支援事業補助金交付請求書に別府市ソーシャルスタートアップ成長支援事業補助金概算払願（様式第15号）及び収支予算執行計画書を添付して提出された場合で、その性質上、決定事業の完了前に補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付決定額の一部又は全部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定により概算払をした場合において、市長は、第20条の規定により確定した額が既に交付した額を超えるときはその差額を交付し、既に交付した額を下回るときは期限を定めてその差額を返還させなければならない。

（状況報告）

第23条 市長は、交付決定者に対し、決定事業の進捗状況等について、第16条の規定による補助金の交付決定の日が属する年度及び当該年度の翌年度から起算して5年間は報告を求めることができる。

（財産の管理及び処分）

第24条 交付決定者は、決定事業により取得し、又は効用の増加した設備等について、決定事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 交付決定者は、第16条の規定による補助金の交付決定を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間は、決定事業により取得し、又は効用の増加した設備等を処分してはならない。ただし、市長が特に認

める場合は、この限りでない。

- 3 交付決定者は、補助金に係る帳簿（預金通帳、金銭（預金）出納簿等）及びその他証拠書類（契約書、領収書等）を第16条の規定による補助金の交付決定を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第25条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第16条の規定による補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) この要綱の規定により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 交付決定者が決定事業を取り止めたとき。
- (4) その他補助事業の施行について不正の行為があったとき。

（その他）

第26条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。